

柏市における特定事業所集中減算の取扱いについて（平成30年4月以降）

| 平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知 | 柏市における正当な理由の範囲 |
|---|--|
| <p>① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、<u>訪問介護事業者について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。</u> (例) <u>訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。</u></p> <p>② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合</p> <p>③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合</p> | <p>① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合 なお、事業所数の計数の対象となる事業所は、判定期間の開始日時点で最新の「ハートページ」(株)プロトメディカルケア発行)に掲載されている事業所とする。 (例) 左記のとおり</p> <p>② 柏市では該当なし</p> <p>③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合</p> |

柏市における特定事業所集中減算の取扱いについて（平成30年4月以降）

④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下の場合

(例) 左記のとおり

⑤ 次のア～ウのいずれかに該当する場合は、「サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合」として認める。

ア 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けている居宅サービス計画を除いて再計算した結果、紹介率最高法人の比率が80パーセント以下になる場合又は各訪問介護サービス等の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下になる場合。

イ 当該訪問介護サービス等における紹介率最高法人が福祉サー

柏市における特定事業所集中減算の取扱いについて（平成30年4月以降）

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>⑥ その他正当な理由と<u>市町村長</u>が認めた場合</p> | <p>ビス第三者評価において標準項目のうち実施数が90パーセント以上である場合（端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入とする。）。なお、第三者評価結果の評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限より前3年度分までのものとする。</p> <p>ウ <u>通所介護相当サービス</u>を併せて実施し、事業所評価加算を算定している（地域密着型）通所介護事業所の場合。</p> <p>⑥ 居宅サービス計画作成時点で、次のア及びイに該当する居宅サービス計画を除いて再計算した結果、紹介率最高法人の比率が80パーセント以下になる場合又は各訪問介護サービス等の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下になる場合。</p> <p>ア 次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 訪問介護に関して、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所において通院等乗降介助サービスを位置づけている居宅サービス計画</p> <p>(イ) 訪問介護に関して、夜間、早朝又は休日営業をしている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所において夜間、早朝又は休日営業のサービスを位置づけている居宅サービス計画</p> |
|-------------------------------------|---|

柏市における特定事業所集中減算の取扱いについて（平成30年4月以降）

| | |
|--|---|
| | <p>(ウ) 訪問介護に関して、特定事業所加算を取得又は取得できる体制にある事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に5事業所未満である場合において、これらの事業所を位置づけている居宅サービス計画（認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者）、要介護4又は要介護5である者が対象である居宅サービス計画に限る）</p> <p>(エ) 通所介護に関して、時間延長又は休日営業をしている事業所が居宅介護支援事業所の通常の事業実施地域に5事業所未満である場合において、時間延長又は休日のサービスを位置づけている居宅サービス計画</p> <p>イ 市や地域包括支援センターから紹介された支援が困難な事例に係る者及び平成12年3月31日以前からの利用者が対象である居宅サービス計画</p> |
|--|---|

※下線部分は、平成30年度4月の制度改正に伴う変更箇所を示します。